# 【日常生活自立支援事業をめぐる法律　Q＆A】

## 1　事業所等に預けていた利用者の生活費に関する死後の処理について

Q１-１　生前に利用者の通帳から生活費を出金し、ヘルパー事業所に預けていました。利用者死亡後、事業所に預けていた生活費の残金を社協が預かることは可能ですか。

A　社協が残金を預かることは、委任終了後の応急処置義務（民法 654 条）に該当するため可能です。事業所が戸籍調査をして相続人へ返還することは現実的ではなく、事業所との関係性もあることから、社協で保管することが望ましいでしょう。

Q１-２　利用者の死亡後、ヘルパー事業所に預けていた生活費の残金から当該事業所の利用料等を支弁することはできますか。

A　ヘルパー事業所に預けていたお金はあくまで日常生活費です。このため、その残金からヘルパー事業所の利用料等を支弁することは目的外使用になるため適切ではありません。利用者の死後にヘルパー事業所の利用料等を支払う場合は、あらかじめ特約を締結しておく必要があります。

Q１-３　ヘルパー事業所に預けていた生活費の残金を社協が預からざるを得ず、かつ相続人へ返還できなかった場合、社協は現金をどのように処理すべきですか。

A　正当な引き取り手が見つかるまでは、社協で預からざるを得ません。特約の預かり金と同様、長期預かり金として社協の決済性預金（事業の専用口座）で預かることが望ましいでしょう。また、死亡日から 6 カ月経過しても残金を相続人へ返還できなかった場合は、次の手順により処理してください。

①死亡日から 6 カ月経過した場合は、**契約終了者の保管物品管理台帳（様式第 48 号）**にケース概要を記載し、「預かり金処理状況」欄に金額を記入します。

②**廃棄の前提となる条件（第 5 章Ⅲ4、p103）**に該当すれば、社協は 10 年間保管したのちに通帳・証書類を廃棄できます。預かり金については、時効期間が満了するため社協の別会計に雑収入として繰り入れるか、市町村や社協、共同募金等へ寄付を行うなど実施機関の判断で処理します。相続人が時効成立後に返還を求めてきた場合、民法 166 条の債権消滅時効を援用して相続人に対抗することができます。

Q２　社協が本人に生活費を一旦手渡したうえで自宅の指定場所に保管し、その生活費のなかからヘルパーが食材費や日用品代を支出している場合、本人が死亡すれば残金の管理責任はどこにありますか。

A　社協と本人との委託契約の延長線上となるため、応急処置義務として社協が預からざるを得ません。この場合、Q１-３と同様の会計処理を行ってください。

## ２　相続人への保管物品の返還について

Ｑ１　死亡した利用者に負債があった場合、相続人が保管物品を受取った時点で負債も負うことになりますか。

Ａ　相続人が保管物品を受取ることと、負債を負うことは直接関係ありません。死亡した時点で相続は自動的に発生します。

但し、死亡から 3 カ月以内に保管物品を受取れば、相続を認めたこととみなされ、相続放棄できなくなる可能性があります。単に保管物品を受取っただけであれば相続放棄は可能ですが、財産の一部を処分すれば相続を認めたこととなりますので注意が必要です。

Ｑ２　相続人に対して保管物品を返還した場合、「相続人は財産の一部を処分すれば相続を認めたことになる」とのことですが、財産の処分とは具体的にどういった行為をさしますか。

Ａ　特に必要のある場合を除いて、預貯金の払い戻しや定期預金の解約は原則として処分行為に該当します。また、預貯金を払い戻して相続人が被相続人の医療費の未払い分や家賃等、生前に発生した費用の支払いを行った場合、医療費の未払い債務なども相続債務となり、相続人が自己の相続債務を支払ったこととなります。このため、財産の処分行為として相続放棄ができなくなりますので、利用者に借金があることが明らかな場合は相続人へ説明しておく必要があります。

Ｑ３　「相続人が被相続人の預貯金を払い戻して医療費等の未払い分を支払うことは財産の処分に該当する」とのことですが、社協が特約金のなかから医療費等の未払い分を支払ったのちに、相続人へ通帳と残金を返還すれば、被相続人の財産を処分したことにはあたりませんか。

Ａ　相続放棄ができなくなる処分行為とは相続人の行為です。社協は相続人ではないため、社協の行為が相続人に影響を与えることはありません。このため、保管物品受取人が選任されていても、借金がある場合などは事前に特約締結をしておき、死後の支払事務を社協で済ませてから保管物品受取人に返還することをお勧めします。

なお、相続人が通帳や現金を受取り保管する行為は保存行為であり、処分したことにはなりませんので、相続放棄した後、相続財産管理人が選任されればその管財人に引き渡すことになります。相続放棄しても相続財産管理人が選任されなければ、受取った相続人が当分そのまま保管するほかないでしょう。

## ３　時効の起算日について

Ｑ１　大阪府社会福祉協議会が定める「廃棄の条件」に該当する場合、契約終了後 10 年で、通帳や証書類を廃棄し、特約の預かり金についても時効期間が満了するため社協の別会計に繰り入れ可能とのことですが、時効が発生するのはいつからですか。

Ａ　債権は、権利を行使することができる時から 10 年間行使しない時に時効によって消滅します。（民法 166 条）

利用者の死亡により契約は終了し、相続人が返還を請求できるようになりますので、利用者が

死亡した日の翌日を起算日として、10 年の経過で債権消滅時効による時効期間が満了となり、相続人の請求に対し時効の援用ができるようになります。

## ４　その他

Ｑ１　管理通帳が高額になった場合、本人の同意を得ることなく預かり通帳へ預金移動させることができるよう、あらかじめ契約書に明記しておくことはできますか。

Ａ　契約によってあらかじめ代理権を付与しておけば法的には問題ありません。しかし、判断能力が十分でない方を対象とした本事業の性質上、高額の預金を移動させる際はその都度利用者に十分説明し、理解を得ておく必要があります。また、担当者の裁量で資金移動が可能とならないよう、リスクマネジメントの観点からも現状の仕組みが最善と考えます。